

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース
政策決定プラットフォーム第2回会合

1. 日時：平成22年4月1日（木）17：15～18：15

2. 場所：総務省7階 省議室

3. 出席者

(1) 構成員

黒川 和美（座長）、相田 仁（座長代理）（過去の競争政策のレビュー部会）

山内 弘隆（座長）、徳田 英幸（座長代理）（電気通信市場の環境変化への
対応検討部会）

寺島 実郎（座長）、岡 素之（座長代理）（国際競争力強化検討部会）

金子 郁容（座長）、村上 輝康（座長代理）（地球的課題検討部会）

(2) 総務省

原口総務大臣、内藤総務副大臣、長谷川総務大臣政務官、小笠原総務審議官、利根川
情報通信国際戦略局長、桜井総合通信基盤局長

4. 議事

(1) 各部会における検討状況及び今後のスケジュールについて

①過去の競争政策のレビュー部会

②電気通信市場の環境変化への対応検討部会

③国際競争力強化検討部会

④地球的課題検討部会

(2) 意見交換

5. 議事録

【小笠原総務審議官】 それでは皆さんおそろいになりましたので、政策決定プラットフォームの第2回会合を開催させていただきます。

本日の議事進行を務めさせていただきます小笠原でございます。よろしくお願い申し上げます。最初に、事務的な連絡を2点申し上げます。1点目は、今日の会合は報道関係の方々にも公開されております。それから2点目でございますが、発言される際にはお手元の薄緑のボタンがございますが、これを押していただいて発言されて、終わりましたらそれを再度押していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それではまず、開催に先立ちまして原口総務大臣からごあいさつをいただきます。

【原口大臣】 皆さん、こんにちは。総務大臣の原口一博です。この間大変なご議論をくだされまして、また今日はご多忙の中、お集まりをいただきまして、ほんとうにありがとうございます。

先月9日の政務三役会議で「光の道構想」ということで指示を出させていただきました。これは何も光ファイバーだけをやるということではございませんで、無線の技術や無線LANの技術や、さまざまなものを組み合わせて、そして2015年までの間に世界最高速の高速ブロードバンドネットワークの恩恵を国民に、特にICT維新ビジョンということを出させていただいています。教育の分野における生産性、ちょうど明治5年に、私の総務大臣室には後ろに大久保利通公の書がございますから、明治5年に私たちの先輩は学制改革をやって、日本の教育、日本人の教育、日本の生産性を一気に上げました。

この10年で3倍に上げたいということで、「光の道構想」の早期実現ということで、現在政府で策定を進めております、新成長戦略の柱にしたいと考えております。「光の道」の整備は先ほどアクセス網の整備の方法、あるいは申し上げましたけれども、アクセス権の保障、ユニバーサルサービスの見直し、ICTの利活用促進による豊かな社会の実現ということが考えられると思います。

また、このアクセス権の保障については、レビュー部会及び環境変化対応検討部会でもご議論を進めていただいています。非常にグローバル化する中で、世界の動きも早うございます。金子先生にもご指導いただきまして、実際に遠野の遠隔医療のシステムも体験をいたしました。ICT利活用促進による豊かな社会、これは今までのトリクルダウンという考え方ではなくて、むしろファウンテン、泉のように一人一人の潜在能力あるいは可能性を引き出して、そして日本中あるいは世界中の至るところからさまざまな価値を生み出していきたい、このように考えております。ICT利活用促進による豊かな社会の実現についても、今後地球的課題検討部会を中心に、さらに議論を深めていただけるものと期待をしています。今日は、この「光の道構想」をメインテーマにご議論いただければ幸いです。

また、電子行政、これは国民IDについての原口5原則というものをさせていただきました。今までは管理のための番号ということでしたけれども、みずからの情報セキュリティ、自らの情報をコントロールするための番号、そういった考え方のもとで今、菅大臣や仙谷大臣のところともあわせて議論をしています。

また、脳とICT、脳と情報通信の融合研究というのもキックオフをしていただきました。脳を実際のコンピュータに移しかえると、1億台分ぐらいの多くのデバイスが必要だとされていますけれども、なぜこれだけ小さな容量でできるのか、なぜこんな高速の処理ができるのか、まさにゆらぎの理論と申しますか、熱のノイズをもってそれをうまく使っていく。この間、ボストン大学から渡邊武郎教授はじめ、多くの皆さんにも来ていただきまして、議論を深めたところでございます。

ICTの課題は、ある意味では熱を多く発生するというところで、環境の問題についても議論をしなければなりません。国際標準化戦略について、国際協力強化検討部会でもご検討をいただきますようお願いを申し上げます。

また、先月21日、22日に韓国を訪問いたしました。日韓両国でICT分野の協力関係を強化していくことで合意をいたしました。特にクラウドサービスについては、両国で政策対話を開始することとなりました。また、グリーンICTの分野の協力関係を推進することでも合意をいたしました。電子行政について、日韓両国でICT協力委員会を設置し、総務省は地方自治で地域主権改革をやっていますけれども、今地方政府の電子化というものも大きな曲がり角に立っています。全国共通の行政を抜き出して、そして標準化をして中央政府がしっかりと支えるという仕組みを持っていました。2国間の協力内容等に関するMOUを可能な限り早期に締結することで合意をいたしました。

また、今後來週中国で、海南島でございますけれども、ボアオ・アジア・フォーラムということで新たな情報通信の未来を中国の皆さんともお話をしたいと思えます。前も申し上げましたが、インドとの間では、IITHインド工科大学ハイデラバード校を中心に、日本との間でもデリー、ムンバイのコリドー構想というものを進めています。

5月にはFCCのジョナカウスキー委員長と4つのタスクフォースの進捗状況について、さらに議論をするつもりでございますが、各部会では引き続き精力的にご議論いただき、5月中旬をめどに全体像を取りまとめていただくようお願いを申し上げたいと思えます。

結びになりますが、豊かなICT社会実現のための5原則について、すべての原則に横断的にかかわる観点として、チャレンジドや高齢者を含めてすべての国民がICTを使いこなすためのリテラシー教育があると考えます。私はすべてのシステムはその中に教育の視点、教育をイノベートする、そのことが内在すべきであると考えておりまして、ICT 5原則案の大前提として、デジタルリテラシーの原則を追加をしていただければ幸いです。以上、お話をさせていただきましたが、また各先生方にはこれまで以上にご支

援、ご指導をお願い申し上げまして、感謝と私のあいさつにかえたいと思います。今日はほんとうにありがとうございます。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。続きまして、内藤副大臣からお願いをいたします。

【内藤副大臣】 各部会の座長、並びに座長代理の皆様方、今日も大変お忙しい中、ご参集をいただきまして、ありがとうございます。私はほとんどすべての部会に休むことなく出席をさせていただいておりますが、毎回ほんとうに豊かな知識、豊かな経験に基づくほんとうにご議論いただいておりますことに感謝を申し上げますとともに、その議論の様子は毎週2回開かれます政務三役会議にて、大臣並びにほかの政務三役の皆様方にもご報告をさせていただいているところでございます。

本日は、そのすべての部会の座長、座長代理にお集まりいただき、横串を通すという場でございますが、今日もまた皆様方の活発なご議論を期待、お願いを申し上げまして、感謝のあいさつとさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。引き続きまして、長谷川政務官のほうからごあいさつをお願いします。

【長谷川政務官】 政務官の長谷川でございます。いつも大変お世話になりまして、ありがとうございます。鳩山政権発足して早くも半年過ぎてしまいまして、今日から新年度でございますが、おそらく大臣が言われました5月の中旬もあつと言う間に来るんじゃないかと思っております、これからまことに取りまとめ大変だと思っておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。まず、各部会の検討状況それから今後のスケジュールにつきまして、各座長の方々から恐縮でございますが、5分程度でお話しいただければと思います。

はじめに、過去の競争政策のレビュー部会の座長であります黒川先生からお願いします。

【黒川座長】 今週の初めに、これまでの議論の概要について、座長がまとめるということで、7つの項目についてまとめました。それは言い過ぎではないか、こういう点が欠けているのではないかという議論はたくさんありましたが、おおむねそれを修正して、共通に認識されたものというのが皆様のお手元にある第一次案というものになっています。

7つの項目について書いてあります。ブロードバンドの普及政策については、これまで基盤整備の支援を行うことなどによって、2010年度末までに全国的にブロードバンド

の利用環境が整備される見込みであり、デジタル・ディバイドの解消にはおおむね寄与してきたのではないかと認識です。

一方で、F T T Hの世帯普及率は、まだ30%程度にとどまっており、全世帯におけるブロードバンドサービスの利用という目標を達成する観点から、「コンクリートの道」から「光の道」の理念のもとで、これからこの実現に向けた方策を検討する必要があるというまとめです。

2番目は、ユニバーサルサービスの制度についてですが、ユニバーサルサービス制度はこれまで加入電話、基本料の話と公衆電話と緊急通報のあまねく日本全国における提供の確保に寄与してきたという、そういう意味ではこの水準ではおおむね、一定のサービスを提供できてきたという認識になっています。しかし、メタルの時代から光の時代に移行する中で、ユニバーサルサービスの対象も電話からブロードバンドにすることについて、検討する必要があるのではないかと、次のレベルに進もうという認識になっています。

それから、接続の政策とかドミナント規制の議論ですが、ドミナント規制はアクセス回線のアンバンドルや、長期増分費用方式の導入などで、国際的に見ても固定電話料金の低廉化や、我が国のブロードバンドサービス、特にA D S Lの発展・料金の低廉化に寄与してきているのではないかと認識です。

F T T H市場では、N T T東西で継続的にシェアを高めている。今では74%を占めている状況ですが、N T T西日本などでは接続情報の不適正利用などの営業政策というのがあり、まだまだ公正競争環境の整備のあり方を検討する必要があるのではないかと認識です。

料金政策については、利用者の料金はこれまでの規制緩和の結果というか、原則非規制、機動的な料金設定を可能にすることで、利用者料金の低廉化に寄与してきているという認識です。携帯電話市場では、周波数の追加割当てによって、新規事業者の参入、ナンバーポータビリティの導入などの競争促進が、利用者料金の低廉化に寄与してきたのではないかと認識です。携帯電話の料金については、固定電話に比べて高いのではないかと。また、その複雑さから利用者が料金の水準を実態として認識できない、合理的な選択ができない状態になっているのではないかと認識を持っています。

モバイル市場の活性化ですが、携帯電話市場は携帯事業者とネットワーク利用の円滑化によって、新規参入したM V N Oが相まって、高度なデータ通信サービスが実現してきている環境にあるという認識です。携帯事業者が垂直統合型ビジネスモデルを採用したこと

は、サービスの初期においてはデータ通信の利用を促進した面はあるが、他方結果としてガラパゴス化を招いたという問題もある。

我が国の携帯電話端末の国際競争力が低い要因の1つに、SIMロックの解除がなされていないということがあるので、携帯事業者別端末化が進んだことというのが、基本的には今日では問題になっているのではないかという認識がある。携帯電話が普及してきた段階では、相互連携・オープン化を進めることが、今テーマになっているのではないかという認識です。

6つ目の、消費者の権利の確保というテーマについては、インターネット上の違法・有害情報から青少年を守るための、フィルタリングサービスの提供義務化などいろいろな対策を打ってきており、消費者の権利確保に寄与してきている。今後の課題としては、ライフログ活用サービスなどについて、個人情報保護との関係を整理しつつ新サービスの展開の円滑化を図ることが必要ではないかという認識を示します。

7番目が大事な、NTTの在り方論ですけれども、電気通信市場の環境変化への対応検討部会と合同で実施したヒアリングにおいて、NTTからは組織形態よりもまずは電話を前提とした現在の規制を見直して、ユーザニーズに応えたサービス提供ができるようにしてほしいという意見が示されています。他方、競争事業者からは、現行の持株会社のもとでの事業会社形態は、競争促進の観点からは意味がないという意見や、NTTの設備を他事業者が平等に利用できるように、NTTの設備のホールセール、卸会社を作ったほうがよいのではないかという意見も出されました。今後タスクフォースでNTTの在り方について検討を深めていく必要があるのではないかと考えています。

私がまとめたものについて、皆さんの議論をいただいて、あまり問題がない文章に作り直したのが、この今日のまとめということになるかと思います。それから、「光の道」の問題については、早急にかなり集中的に議論しなければならないことから、第1部会と第2部会の間にはワーキンググループを作り、我々のメンバーの中から人選を行い、丁寧に議論していただくという、そういう体制を整えるということに関して、前回の会議では認めていただきました。以上です。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。意見交換は後でまとめて行うことにいたしまして、続きまして山内座長からお願いいたします。それから、今黒川座長からお話のあった「光の道」に関する検討状況につきましては、山内座長から終わった後また改めて、黒川座長からお願いするようにして。

【山内座長】 それでは、政策決定プラットフォーム第2回の資料といたしまして、豊かなICT社会実現のための5原則案という資料をご覧いただきたいと思います。めくっていただきますと、最初に大きな現状認識とそれから我々の議論の仕方、あるいはその方向性といいますかこの内容についての構図、構成が書いてあります。ご承知のとおり、ICT分野でハードウェアの時代、ソフトウェアの時代を経まして、圧倒的な情報の集積とそれから情報資産活用が勝負を決する、こういう情報資産の時代、知識情報社会、これが到来しているということが言えると思います。

また、固定通信と移動通信、発信者と受信者あるいは従来はア・プリアリに異なる概念に位置づけられていたものについて、次々とその差異が希薄化している。コンバージェンス、融合の時代を迎えているというような認識でございます。このような変換点に対してICT戦略の抜本的な見直しが必要でありまして、国民の視点からの豊かなICT社会の実現のために、ここでは5原則という形で、原則基本的な理念を掲げさせていただいております。この基本的理念を具体的に実現していくものとして、何らかの目標を作り、それから、その具体化として政策の方向性を定めるというようなやり方で、以下述べさせていただこうと思っています。

2ページ目の最初の原則ですが、これはユニバーサルアクセスの原則です。すべての国民はいつでもどこからでも、安価なブロードバンドサービスを利用することができるという原則を政策の第1番目に掲げたいということです。目標としましては、先ほどの知識情報社会を支える基盤を構築する観点から2015年頃を目途に、すべての世帯でブロードバンドサービスの利用、「光の道」を実現するということでもあります。

政策の方向性としては、2つ掲げておりますが、1つはアクセス網の整備、すべての世帯に対する「光の道」の整備を促進するため、アクセス網の整備方法を検討する。この際にNTTの経営形態も含んで検討するということでありまして、その必要な施策を実施するということです。

それから、もう1つはユニバーサルサービスでありまして、国民の「光の道」へのアクセス権を保障するために、ユニバーサルサービスの見直し、範囲それから確保方策と言ったものを検討して、必要な施策を実施する。これが最初のユニバーサルアクセスの原則であります。

2つ目は3ページ目にありますが、イコールアクセスの原則というものです。すべての国民は多様な事業者により提供される多様なサービスを公平に利用することができるとい

う原則です。そのための目標として、世界最高水準の通信インフラの安価・公平・迅速な利用を可能とする、あらゆるレイヤーにおける事業参入・事業展開を円滑にする、こういったことにより、創意工夫を活かした多様なサービスの利用を実現することが目標です。

政策の方向性につきましては、まずはF T T HあるいはN G N等にかかわる競争促進策、それからいわゆるメタルから光への移行期ですね、こういったところに接続政策等のあり方について検討を行う。それに対しての必要な施策を実施するということでもあります。

2つ目は、モバイルの問題とありまして、モバイル化の進展等を踏まえて、モバイル分野のオープン化策、それからドミナント規制のあり方について検討し、必要な施策を実施するというものです。

3番目は、ネットワークのオープン化ということですが、コンテンツのリッチ化に伴うネットワークの逼迫等の新たな市場環境というものが出ているわけでありまして、そのためにネットワークのオープン化のあり方を検討して、必要な施策を実施するというものがあります。これが2つ目の施策であります、4つ目の原則はコンビニエントアクセスの原則というものです。

すべての国民はより豊かで幸福な生活を送るために、あらゆる分野でI C Tを活用したサービスを利用することができるという原則であります。目標といたしまして、教育・医療・行政など生活に密着あるいは直結する分野を中心にI C Tの利活用を促進する。高齢者やチャレンジドを含めて、誰もがI C Tの恩恵を迅速かつ十分に実感・享受できる豊かな社会を実現する。これが目標であります。

政策の方向性につきましては、これは若干具体的に書いてありますけれども、まず最初は規制制度の問題。I C Tの利活用を阻む規制・制度を洗い出して、その抜本見直しを実施する。2つ目は教育改革でありまして、I C Tによる教育改革を実施する。3つ目は医療分野で、医療分野等におけるI C T利活用を促進する。それから4つ目が行政でありまして、国民本位の電子行政を実現するという事です。それから次が知的財産権ですが、知的財産権の保護を図りつつ、コンテンツ流通を促進するための方策を検討し、必要な施策を行う。一番下は、電波の有効利用を促進する観点から、ホワイトスペース等を利用した市民メディア等の実用化に必要な施策というものを実現するという事です。

4つ目の原則として、セキュアアクセスの原則というものを掲げました。すべての国民はI C Tの発展の恩恵を十分に享受し、安心・安全にサービスを利用することができるという原則です。その目標として、青少年をはじめとして、消費者が安心・安全に利用でき

るネット環境を実現するとともに、プライバシー保護を図りつつ、いわゆるライフログなどの価値ある個人情報の活用を促進するようにする。権利保障と情報の利活用が両立する社会を実現するというものです。

政策の方向性としましては、消費者主権の一層の確立を図る観点から、一定期間内の契約解除等に関するルール化、あるいはその関係ガイドラインの見直しなどを検討いたしまして、必要な措置を実施するというございます。それから2つ目は、インターネット上の違法・有害情報等対策について検討し、必要な施策を実施するというものです。

それから3番目ですが、知的財産権の侵害問題というのがいろいろ各国で言われているわけですが、そういった実情を踏まえて、必要な施策を実施するというございます。それから、4つ目ですけれども、先ほどのライフログですね。個人情報の保護を図りつつ、ライフログについてその有効活用を検討して、必要な施策を実施するというものです。

5番目の原則は、イノベーションアクセスの原則と名づけました。すべての国民は技術革新の成果を通じて提供される最先端のICTサービスを利用することができるという原則です。目標として、世界最先端のオープンな情報通信インフラを構築して、日本が世界のICT産業のテストベッドとなることによって、企業による新たな技術・サービスの開発、それから国際展開を促進するとともに、国民がこれらのサービスを早く享受するような環境を実現するというものです。

政策の方向性としまして、世界最先端のワイヤレステストベッドの整備、あるいは中長期を見据えた研究開発を効果的・戦略的に促進するための方策を検討し、必要な施策を実施するというものであります。

2つ目は、日本の技術を、デジュリ、デファクト両方ともでありますけれども、国際標準にするための戦略的な取り組み等を実施するとともに他国の技術を導入する際にも一方柔軟に対応するといったことも考えまして、新たなビジネスを生み出す環境を整備するというものです。

それから最後に、ベンチャー企業の問題ですけれども、ベンチャー企業の出現を阻止する、阻害する要因を検討しまして、ベンチャー企業の起業、それから事業展開を円滑化するために必要な施策を実施するというものです。

以上我々の部会で5つの原則ということで、挙げさせていただきましたが、先ほど大臣からご指摘がありましたように、デジタルリテラシー、これを実現するに当たっての、利用する側の教育体制というものも考えなくてはいけないというようなご指摘がございま

た。実はその件につきまして、我々の部会で検討したときにも、それが重要であるといったご意見もございましたので、今挙げました5つの原則に加えて、おっしゃるような形の原則を少し考えさせていただこうと思っております。私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【黒川座長】 それでは続けて、前回3月29日の合同部会のときにもう1つ出てきた、「光の道構想」に関して5月中旬までに物事を決めるということにすると、ほんとうに集中的な議論が必要ということで、この過去の競争政策のレビュー部会と電気通信市場の環境変化への対応検討部会で、「光の道構想」に関する議論をより深いものにする観点から、合同部会のもとに「光の道構想」に関する作業チームを作ることにしました。

ここに書かれていますように、メンバーは相田先生を中心に4人の構成員の方に集中的に議論をしていただくということにいたしました。ただ、そのときに幾つかの議論が出てきました。この議論に関しては、極めてほぼすべての構成員の方が、そのところについてはとても重要なので、きちんとした議論しやすい環境を前もってつくっておいたほうがいいのではないかとということで、「光の道」の定義と範囲ということ、今日大臣も最初におっしゃられましたが、光と言うけれども光のことだけを言っているわけではなくて、末端のところでは電波を活用するような新しい技術も含めているということですが、「光の道」の定義をしっかりと行う必要があるのではないかと。光ファイバーだけが、また、何メガバイト以上というイメージなのかということについて、政治戦略的な言葉の意味をアメリカではものすごく大きな大風呂敷が広がられていますし、戦略的に国際的にインパクトがあるようなものにしようとする、ある程度の数字、数値目標があったほうがいいのかということです。

けれども、高速通信網を有効活用するための様々な手法が必要ということで、そのことも加えて、何と言うか凝った対応が必要ではないかということがここに書かれています。ハイビジョン級の映像の受信を考えると、30メガや100メガが必要ですが、太い回線の30メガや100メガはある程度目標設定という形にして、最低限の回線、3メガや5メガや10メガは100%普及という形で、2段階に分けたほうがわかりやすいのではないかと議論がありました。

それから、他国もブロードバンドの政策目標を設定する中で、我が国で整備する「光の道」が3メガや5メガ程度であれば、今後掲げる戦略として意味がないのではないかと議論も一方であり、「光の道」というなら上り30メガ以上にすべきではないかと言って

いました。それから、最初に「光の道」の定義を決めるのも1つの方法ですが、整備主体との組み合わせによって「光の道」の定義の仕方が変わってくることもあるので、幾つかの組み合わせを示したほうがよいということです。いずれにせよ、相田先生を中心にしてワーキングで議論していただきますが、できるだけ議論のしやすい形にしてあげたいと思っていますので、できるだけ多くのインプリケーションをここでいただきたいと思います。

それから次のページですが、光の道の利活用で、「光の道構想」にも国家戦略が欠かせないので、生活水準が上がり、かつ経済の産業構造・生産性を上げるという観点が入っていることが必要です。「光の道」整備後に想定する利活用のイメージをセットで伝えないと、結局誰も走らない高速道路ができる。そういうことになるのではないかと。加入100%を実現するかは、どのようなアプリケーションが出てくるかということと関係があるので、先進的にアプリケーションが動くためには公共機関、学校や観光庁などではブロードバンドが全部引き込まれているようなこと、政策的なそういう戦略が念頭にある必要があるのではないかと。

それから、このことを議論するためには、ここでもう1つ重要なNTTのあり方という制度論をもう一度論じなければいけないということで、FTHが普及しない理由は、一事業者によるほぼ独占に近い状態のためではないかと。この部分の開放をある程度進めれば、FTHの普及は進むのではないかとという議論。NTTの組織形態のあり方については、幾つかのパターンが考えられるけれども、ヒアリングの実施を含めて十分な議論をすることが必要ではないかということで、このことについて新たにヒアリングをするということが構成員から提案されました。

それから、この不確実な時代において10年後の正しい社会を読み込むことは困難なので、過去のレビューや他国の政策を踏まえて、現時点で考えられるうまい方策を幾つか示すということがあるのではないかとということで、戦略的な問題と実質的に得ることとの両方を意識した議論がかなり熱心にされましたということをご報告したいと思います。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。司会の不手際でここまで10分程度押しておりますので、ご協力をよろしく願いいたします。続きまして寺島座長のほうからお願い申し上げます。

【寺島座長】 私のほうは、国際競争力強化検討部会に関して簡単にご報告させていただきます。今後の議論の方向性案のとおり、基本的理念と重点分野を中心に論点の整理を行ったという段階にあります。まず基本的理念としては、今議論のあった「光の道構想」

に象徴されるような、国内のICT基盤の充実というものを前提にして、国際競争力の強化を図って、グローバル市場の成長力を取り込んだICT産業育成という視点を持つことが必要であるという認識を持っています。

同時に、課題先進国である我が国初のすぐれたソリューションやプロジェクトを組成して、グローバル展開に際しては個別の企業、産業の枠を越えた、オープンイノベーションを通じた企業間連携によって、ソリューション志向型のプロジェクトの組成、企業の枠を越えた支援体制の整備、行動計画の共有化といった、いわゆるガバナンスの効いた一体的、戦略的な推進が必要であるという認識が深まってきております。

その他、戦略の策定に当たりましては、私先週ASEANのジャカルタの事務局を訪れて、今事務局長が日本へやってきましたけれども、広域アジアといった視点を取り込んで、アジアに重点を置いたアジアとの共生といった国家戦略を持つことが非常に重要で、当然のことですけれども省庁間の整合性、統合性を図ることが重要であるという問題意識を強めております。

こうした基本理念に基づいて、具体的な重点プロジェクトを絞り込むことが今回の作業としては非常に重要なわけですけれども、現在のところ4つのプロジェクトを検討しております。それがこの資料にある1番目のICTグリーンプロジェクトの推進、2つ目が次世代社会インフラシステムのアジア展開、3番目がデジタルネイティブ世代のパワー等を生かした新事業創出支援、4番目がデジタルコンテンツ創富力の強化、この4つのプロジェクトを検討しております。

これらのプロジェクトの推進に当たりましては、連携推進体制の構築が非常に重要でありますので、連携推進体制として、ICTグローバル・コンソーシアム体制の確立、アジア連携ネットワーク基盤の構築、ファイナンス面での支援の充実、例えばODA資金等の活用等の3点を重点的に考えております。なお、コンテンツにつきましては、別途専門家によるチームにおいて検討を深めておりますので、後ほど岡座長代理よりその点については補足していただきたいと思っております。

また、これらのプロジェクトを下支えする技術戦略、国際標準化戦略の推進が重要であるという指摘が強く出ておりますので、国際標準化についてその具体策を検討するワーキングチームを新たに設けたいと考えているところでございます。その他、部会においても意見をいただいておりますけれども、全世界から優秀な高度ICT人材を引きつける、集める方策が大変重要だということで、その検討も必要ではないかと考えております。今後

政府のICT戦略、成長戦略の取りまとめスケジュール等を踏まえつつ、部会においてもICT戦略が成長戦略の基軸だと認識しておりますので、この場で提案できるように収めさせていただきますと考えております。以上です。

【岡座長代理】 それでは、コンテンツの部分について、少々時間が迫っておりますので簡単に。既に6回の議論を重ねてきておりまして、方向性として1つは日本のコンテンツ産業を戦略的にいかに強化するかという点について、具体的なことをいろいろ議論しております。

それから第2点は、強化された日本のコンテンツを活用して、どういうことができるのかということ。大きく2つの方向で議論しているのですけれども、1つはそのコンテンツを海外に発信していくということ。特にアジア地域に発信していくことによって、日本に対する理解を深めてもらう、関心を高めていただく。ひいては日本のプレゼンスの向上につながるというのではないかと。そのことが、日本全体の競争力強化につながるのではないかと期待しているわけであります。また、副次的にはそうすることによって、観光立国への貢献ということにもつながっていくであろうと。それからもう1つの点は、このコンテンツ産業を強化することを通じて、地方の活性化にも生かせるだろうということで、この2つの方向性について議論をしております。

また、3点目としてはコンテンツの流通の整備といった観点から、いろいろな検討を加えております。時間の関係でポイントだけご説明させていただきましたが、5月に向け取りまとめていきたいと思っております。以上でございます。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。最後に金子座長のほうからよろしくお願ひ申し上げます。

【金子座長】 ありがとうございます。ほかの部会の報告を聞いておりますと、大変我々がやっているところとも絡み合っているなと思います。内藤さんが各部会に全部出ているので、そうなっているのかもしれませんが、我々はそういう共通点を含めて、具体的に進めるということから始めたい。特に日本の地域とかコミュニティの力というのをICTによって、どんどんと活発にさせたいなと思っております。

冒頭で大臣のほうから、明治5年に文部省ができたというお話がありました。世界に先駆けて日本が学校制度をつくったわけですが、実はその2年前、明治3年に、京都に町衆がお金を出し合って、64校の小学校をつくっているということがあり、福沢諭吉がそれを見学してたく感激して、それで慶應義塾もできたわけです。こういう力をI

ICTによって、またどんどんと世界に広めていきたいなと思っております。時間が限られておりますので、簡単にお話します。

地球的課題検討部会では、ワーキンググループなどを含めると数回の議論を行いました。大変有用な議論が行われております。今日は、考え方の議論の方向性（案）というものを見ていただきながら、特に基本理念のところについてご説明いたします。前回の政策決定プラットフォームで、やはり基本理念をしっかりとということで、我々の部会の報告として具体的なものはたくさんございますが、理念のところをまずご説明したいと思っております。

2ページ目の一番上の緑のところを見ていただきたい。まず政策パラダイムの転換と呼んでいるものです。ICTは社会経済活動の基盤であって、コミュニケーションを豊かにして、生産性を上げると。また既存の環境を変化させていく。対立から協調へ、それから不信から相互理解へということの力もあると思っております。そのためには、事業者中心から利用者中心へ、それから組織中心から国民中心へ、技術中心から人間中心へというパラダイムの転換を図って、国民がICTで生活や社会がほんとうによくなったなということ、実感できるというところから始めたいと考えております。

ただ、それを進めるに当たりましては、先ほど来いろいろ出ております、山内さんの原則3ですか、これもございます。黒川さんのところにそういう提案がありましたけれども、さまざまな規制がそれを阻んでいるという面もございます。各省庁の縦割りの壁を政治主導で越え、真にそれを一体となって取り組んでいただくということで、社会制度の見直し、規制緩和、場合によっては新たな規制をつくるということもあるかも知れません。規制の再編成ということをやっていくことによって、ほんとうに生活が豊かになり、便利になったなと実感できるところから始めたいと思っております。

ICTの国際貢献、これも今日、何遍も出ましたが、日本はいろいろな問題を抱えているだけに、それを克服することができれば、世界に貢献することができると思っております。特に日本の中で具体的に成功例を出し、それをスケールアウトし、日本中に広げ、社会システム全体としてまずアジアに持っていくというアプローチを実現することが重要なと思っております。その後、また世界にそれを広げていくという視点の最初の何ステップかを、この部会でもって検討しているというところでございます。

この関連で、実は1つ既に具体的な成果が上がっております。別の横とじで「社会イノベーション特区」の提案という緑色と青で書かれたものを見ていただきます。これは私が座長をやっております、鳩山総理の諮問機関であります「新しい公共」円卓会議というと

ところで、この間の25日に私が提案して、進めることになったものです。これはまさにいい社会をつくるためのイノベーションを可能にする規制緩和をピンポイントでやろうということ。4ページを見ていただきますと、これはこの間原口大臣をはじめ政務三役の方に行き、見ていただきました遠野の事例でございますけれども、大変いい成果が出ております。ちなみにここでは、情報デバイドはないということです。お年寄りの方々も皆さん教えあっているということで、情報リテラシーは確保されているということが起こっております。

次の次のページ、6ページを見まして、これは筑波大学の先生によるものですが、ICTを活用した運動指導によって実際に医療費が1年間1人当たり6万円とか8万円下がっているという成果も出ております。こういうことをつなげると、7ページ、その次、ページ数が見えませんが、医療関係のさまざまな規制を緩和すると、一兆円ぐらいの医療費の削減は多分比較的簡単に実現するのではないかと考えております。一番下の、ピンク色のところが、例えばこういうところの制度的な課題があるということで、後でござらんになっていただきたいんですけども、こういうことを包括的に緩和するという、特区というんでしょうか、特例措置を進めるのが「社会イノベーション特区」です。

次のページは環境ですが、環境分野もさまざまな規制がございます。実はこの間のCOP15で決まりました、アジアパシフィックのアダプテーションネットワークの議長は日本人がやっております。先ほど話題に出たODAなどを利用して、環境に関して日本がどんどんアジアに貢献するということがこれから期待されているわけでございますけれども、それにはまず国内から実施例をつくっていかないとということで、ここも重点的にやっていきたいと考えている次第でございます。

さらに第3番目のものとしましては、我が国の持続的な成長への寄与ということで、これはもうさまざま、ほかの部会でも言及されたことです。われわれの部会でも、これについても基本的な理念として掲げているわけでございます。「今後の議論の方向性」資料の4ページに戻っていただきまして、そこに3つの重点分野というのを掲げております。3つの重点分野の下に、それを横断的に横串に刺すために、地域の絆の再生と人中心の技術開発ということで、環境、医療、教育に加えてさまざまなものを横に見るといってやりたいと考えております。

この地域再生の中には、先ほど来出ている電子政府についても含まれている。地域の視点からもしっかりとそうやっていきたいということで、そのためのワーキンググループ

も設置したいなと考えているところです。これについては、後で座長代理のほうから話をさせていただきます。環境ワーキンググループはこれまでさまざまな計算をしていただきまして、ラフラフですけれども、最大限1.4億トンのCO₂の削減が可能になるようなこともあるのではないかと結論が出るのだと思っております。これは1990年の総排出量の10%に当たる。最大限努力すればということ。

あと、医療のワーキンググループのほうは国際的な経験のある、アメリカで千件を超える手術の経験があり、MITのスローンのビジネススクールで教えておられるような方、WHOで長年働いている方などを含めまして、さまざまな新しい観点の提言を今いただいているところです。

最後に、電子政府のワーキンググループを立ち上げたいと思っております。その座長をやっていただきたいと思っております村上座長代理のほうから、一言お願いします。

【村上座長代理】 冒頭、原口大臣から電子政府の問題と、個人のIDの問題についてご発言がありました。おそらくこの電子政府というのは、この地球的課題検討部会でやっていくことになるのではないかと思います。その際に、いわゆる原口5原則で提起されていますこと、これはつづめると、組織のためのIDから国民のためのID、あるいは国民によるIDという意味合いがあるんだと思いますが、その基本的な考え方を外さないようにしたいというのが1つです。もう1つは、国だけではなくて、自治体も考えて、あるいは医療だとか教育だとかという部門のことも考えて、電子政府の問題を扱っていく場合には、これまでの集中管理型のアーキテクチャーで考える方向性から、もう少し自律分散的な考え方を入れたようなもので、できるだけ安価に全体をやり遂げるような方向性が必要なのではないかと思っております。

3つ目は、そういう方向で行きますと、個人のリテラシー、国民のリテラシーが鍵になるわけですので、原口大臣のご発言にありましたデジタルリテラシーも、電子政府の議論をするときの重要な柱であるという基本的な考え方で進めていければと思っております。

関連でお許しいただければもう1つ、地球的課題検討部会と国際競争力強化検討部会の両方にかかわる論点につきまして、もう1つ提案をさせていただきたいと思っております。国際競争力強化検討部会、地球的課題検討部会いずれもアジアでの展開の議論を進めていますが、日本のIT戦略のアプローチは、アジアのほかの国のこの分野のアプローチと比べますと、どちらかと言うとソリューションドリブンな色彩が強いアプローチでございます。ところが、相手国のサイドはIT戦略ということになると、テクノロジードリブンな人が

出てくるということがあって、ある程度テクノロジーのフレーバーを入れたようなアプローチが、国際展開やアジア連携ということを考えるときには非常に重要だと思います。

総務省がずっとやってきていますことの関連で、そのテクノロジーのフレーバーを入れていくということになるとすれば、1つは客観的に見ましてユビキタスという視点を打ち出していくということなんではないかと思っております。日本ではもうユビキタスという概念はもう、それこそユビキタスになってしまっているわけですがけれども、アジアではまさに今からで、中国で昨年温家宝さんが感化中国、つまりセンシング中国ということを出された影響もあって、センサーとか電子タグの議論が大きく盛り上がっているそうですし、台湾ではu-Taiwanという構想が出ましたし、韓国はU-Cityという形で都市システムをグローバル展開しているということで、アジアの諸国を考えますと、ユビキタスというのはこれからの議論であるということが言えます。ぜひユビキタス特区で蓄積しています、特区設定という方法によるイノベーションについての知的な資産を活用するというので、アジアユビキタス特区というような政策体系ができないだろうかと思っております。

つまり、日本に協力してくださいと言うのではなくて、中国なりベトナムに日本と一緒に特区をつくりませんかという提案をするのです。特区によるイノベーションの創出については日本は膨大な知的な資産を持っていますので、それを活用していただいて、日本で、あるいは各国でこれまで積み上げてきていますユビキタス関係のICTを、共同で特区展開しましょうという提案ができますと、技術的なフレーバーも持ち、新しい制度的な提案もできる有効なICT施策の国際展開になるんじゃないかと思っております。もう1段具体的に降りたところではそういうアプローチがあり得るのではないかと思っております。以上でございます。

【小笠原総務審議官】 どうもありがとうございました。30分意見交換の時間をとるつもりだったんですけども、私の不手際で5分しか時間がなくなっておりますけれども、ご発言をまだいただけていない、お二人の相田先生と徳田先生中心に時間を有効に貴重なご意見をいただければと思いますが、意見交換よろしくお願ひします。どうぞご自由に。

【相田座長代理】 それでは「光の道」の検討部会ということで、明日第1回の会合を行わせていただく予定でございますけれども、なかなか悩ましいところございまして、先ほどブロードバンドの定義をどうするというような話がございました。それから考えなくてはいけないこととして、超高速のブロードバンドをどこでも使えるようにする。それから超高速のつかないブロードバンドをみんなが使うようになる。この2段階というよう

なことを、先ほど黒川座長のほうから言っていたわけですが、それにしても実は日本の場合、集合住宅という問題がございまして、建物の入口までは光が来ていますが、建物の中に光がないというところをどうするのかというような話がございまして。

それから似たような話で、ADSLがもう今からだと昨年度中に、カバー率100%と言われていますが、それはいわゆる人口カバー率でございまして、今までユニバーサルサービスの定義は、地域カバーでもってどんな山の中でも離島でも、電話サービスを受けたいという人がいたら引かなくてはいけないというのがNTTに課されていたことございまして、人口カバー率と地域カバー率ということで、かなり実際具体的にユニバーサルサービスという枠組みに持っていこうとすると、そここのところに大きなギャップがある。それから価格にしても、非常に今競争が進んで低廉化している中で、逆に均一料金ということにするのがいいのかどうかといったようなこともあるということで、まず、そういうあたりから攻めていって、5月中旬の段階でどこまで議論が進むかわからないのですけれども、いわゆるNTTのあり方というのは順次議論を進めていくということで、5月中旬の段階ではこういうこと、オプションがいろいろ考えられるというところくらいまでいければいいということで、どこまで議論が進むか今のところ予断を許さないところですが、お許しいただければと思っています。

【徳田座長代理】 第2部会の座長代理の徳田です。私のほうも第1、第2と合同の部会も参加させていただいていますが、先ほど山内座長のほうからお話があった、ICT社会実現のための5原則に関して、コメントをさせていただければと思っております。

1つ目はイコールアクセスの概念で、これもネットワークの利用のイコールという意味では全然問題ないのですけれども、公平なシェアという意味で言いますと、フェアなアクセス、帯域をNで割ってN分の1で全員がN分の1でやるというわけではなくて、料金をたくさん払った方はそれに見合った帯域が保障できるような、フェアなシェアという概念がうまく入り込むといいのではないかと、それからもう1つは利活用を促進するというので、先ほどやはりユーザーのリテラシーを上げていこうということ、原口大臣がおっしゃっていましたが、サービスを提供する側にとっては、やはりサービスのインターフェースがオープンになっているか、なっていないかというところが、いろいろなサービスを連携していく上では大事でして、そのオープンの原則、ここの実装までオープンにする必要はないのですけれども、インターフェースをきちっとオープンにしていく。

その原則が守られてきますと、いろいろなサービスを連携して、より新しい企業の形

も入りやすくなりますし、産業がもう少し活性化すると。その両面ですね、ユーザー側それから使う側。それから最後、先ほど村上座長代理のほうから、アジアユビキタス特区のお話がありましたが、私たちもまさに賛成でして、中国、台湾、それから今回ユビキタス関係の国際会議が精華大学で、精華大学100年を記念して、ちょうど2011年精華で行われますが、シンガポール、はじめまして少し日本より時差がありまして、これからユビキタスの技術をいろいろ展開していこうということで、日本がそういう意味ではリードできて、アジアをまとめ上げる意味でアジアユビキタス特区というのは非常に効果的なアイデアだと思いました。以上です。

【小笠原総務審議官】 また皆様、もしこれだけはということがございましたら、お一人ぐらいしかないと思うんですけども。

【村上座長代理】 一言だけ。

【小笠原総務審議官】 どうぞ。

【村上座長代理】 相田先生からのご発表についてですが、冒頭大臣から光の道というのは、FTTHだけじゃなくて、ワイヤレスも考えるんですよということをお聞きして、私が持っておりました、接続可能性でなく、利用で100%というのはほんとうにやれるのかという懸念は払拭されました。そういう発想に立てば、不可能ではないというふうに思えます。ワイヤレスを考えますと、アクセス網というコンセプトも変わってきますし、携帯によるアクセスということを考えれば、データ利用に強い日本の国際的な優位性ということも表に出せるということですので、ぜひワイヤレス性も十分考慮に入れた検討をお願いできればと思います。

【小笠原総務審議官】 どうぞ。

【寺島座長】 1点だけ。省庁連携ということにさっき触れたのですが、先ほどの補足になりますが、アジア展開の中で、経産省が窓口となり、ASEANの事務局に年間10億円日本が負担して、10年間で100億突っ込んで、エリアという、ブレンタンク、シンクタンクを今サポートしているんですね。そのアジア共同プロジェクトというのが非常に重要になってきていて、その目玉として、おっしゃったこのユビキタス特区のような構想をしっかり結びつけていくということが、ひとつ必要ではないかというのが1点。

それからもう1点、4月19日に日中韓の大学交流の連携を深める、これには総理も参加されるそうですけれども、日中韓の文科省が窓口になって、大学のいわゆる単位交換の

エラスムス構想ですね、欧州で言うと。そのための会議が東京で行われることになっていて、いわゆる大学連携の大物が日中韓集まる形になって、文科省窓口でそれをやりますけれども、まさにそこでも今ここで議論しているような問題意識を共有していくというのが、すごく重要なので、総務省とほかの省庁との連携でICTを徹底的に成長戦略の基軸にするという考え方を、連携を深めるべきということを強調しておきます。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。どうぞ。

【金子座長】 先ほどの社会イノベーション特区では、すでに枝野大臣が中心となって、厚労省などですね、もう集めて協議会をつくろうというところまで進んでおりますが、それを日本だけにとどめるのではなくて、もう少し広く。それで5の原則のデジュリでなくてデファクトということ、これはやっぱり非常に大事で、日本は組織は強いけれどもなかなか個人は難しく、IEEEなんか個人が発言ですね。ですからなかなかそれに追いつかないということも考えないと、なかなか国際的な貢献ができないということもあるので、その辺は誰がやるかわからないんですけども、ICTというのは組織の問題であるとともに、国の問題であるとともに個人がやはり世界で貢献をしていくという、そういう気概の若者は、多分大学の責任かもしれませんが、ということも一言つけ加えておきたいなと思います。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。それでは、時間もまいっておりますので、内藤副大臣からもしあれば、最後に大臣から締めていただきたいと思っておりますけれども、タスクフォースの関係はよろしゅうございますか。

【内藤副大臣】 もう大臣が冒頭におっしゃっていたので。

【小笠原総務審議官】 わかりました。そのほかにも副大臣、お話とかはございませんか。よろしいですか。

【原口大臣】 おっしゃってください。

【内藤副大臣】 じゃあ、大臣が冒頭おっしゃったことの確認の意味で、ほんとうに特に国際競争力強化検討部会並びに地球的課題検討部会で新たにご覧の表、皆様方のお手元にありますが、全体構成というものがありますが、それぞれの検討チームをまた新たに設置をしていただき、ご議論いただくことになるかと思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【小笠原総務審議官】 ありがとうございます。それでは、最後に大臣から一言お願いをいたします。

【原口大臣】　ほんとうに第1部会から第4部会に至るまで、大変精力的にそしてこの日本をまさに支える。4月1日のこの会合が将来の日本をつくったその基礎となったと言われるような会合であったと思います。一方で人材の流出、出るくいは今引っこ抜かれるということで、デジタルコンテンツのアグリゲーター、あるいはそれをクリエイトする人たちのアグリゲーター、その猛烈な攻勢を受けているのが今の日本であると思います。

私は数値化されないビジョンというのは単なる作文だと思います。今日ここでいただいたものを、具体的な戦略目標として数値化をし、そして法制化できるものは法制化、予算化できるものは予算化、そして制度に落とせる特区や、さまざまなものに使えるものはその特区をつくるということで、強力なリーダーシップを先生方に発揮をしていただいて、私たちはそれをしっかりと内閣として実現をしていきたいと思います。今日はほんとうにありがとうございました。

【小笠原総務審議官】　ありがとうございました。これを持ちまして、今日の議論を閉めたいと思います。なお、次回の日程につきましては、事務局から別途ご連絡をさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上